

# 総務環境常任委員会会議記録

日 時 令和元年5月10日(金曜日)  
場 所 水戸市議会 第1・第2委員会室

午前10時10分 開議  
午前10時58分 散会

付託事件

(1) 所管事務調査

## 1 本日の会議に付した事件

(1) 報告事項

- ① 水戸市市制施行130周年記念事業計画について (政策企画課)
- ② 水戸市市税に関することについて (市民税課)
- ③ 水戸市空家等対策計画について (防災・危機管理課)

## 2 出席委員(6名)

委員長	安 藏	栄 君	副委員長	鈴 木 宣 子 君
委員	土 田 記 代 美 君		委員	須 田 浩 和 君
委員	伊 藤 充 朗 君		委員	福 島 辰 三 君

## 3 欠席委員(なし)

## 4 委員外議員出席者(なし)

## 5 説明のため出席した者の職、氏名

副市長	田 尻 充 君		
市長公室長	武 田 秀 君	国体推進局長	小 嶋 いつみ 君
国体推進局 参事兼 国体競技課長	大 久 保 克 哉 君	秘書課長	川 上 悟 君
政策企画課長	長 谷 川 昌 人 君	交通政策課長	須 藤 文 彦 君
情報政策課長	北 條 佳 孝 君	みとの魅力 発信課長	沼 田 誠 君
国体総務課長	村 沢 晶 弘 君		
総務部長	荒 井 宰 君	総務部参事兼 人事課長	天 野 純 一 君
総務法制課長	上 垣 外 泰 之 君	行政改革課長	熊 田 泰 瑞 君
中核市移行 推進課長	宮 川 孝 光 君	財産活用課長	谷 津 茂 男 君
財務部長	園 部 孝 雄 君	税務事務所長	小 川 喜 実 君

財政課長	梅澤正樹君	契約検査課長	青山和夫君
市民税課長	安里裕行君	資産税課長	関根豊君
収税課長	佐々木信也君		
市民協働部長	鈴木吉昭君	市民協働部長 市民協働部副部長	横須賀好洋君
市民協働部技監	大和直文君	市民協働部兼 技術監督課長 市民協働部兼 技術監督課長	太田達彦君
市民生活課長	小川邦明君	防災・危機管理課長	小林良導君
文化交流課長	三宅陽子君	新市民会館整備課長	篠原芳之君
スポーツ課長	柏直樹君	男女平等参画課長	石塚美也君
市民課長	高安正紀君		
生活環境部長	川上幸一君	生活環境部副部長	佐藤則行君
生活環境部参事兼 ごみ対策課長	篠原勤君	生活環境部参事兼 清掃事務所長	齋藤利光君
環境課長	林栄一君	衛生管理課長	渡邊徳子君
廃棄物対策準備課長	亀井俊道君	新ごみ処理施設整備課長	宮田正一君
会計管理者兼 会計課長	小田木義弘君		
選挙管理委員会 事務局長	石田顕男君		
監査委員 事務局長	綿引信明君	監査委員 事務局次長	和田隆君
議会事務局長	小嶋正徳君	議会事務局次長 兼総務課長	関谷勇君

6 事務局職員出席者

議事課長補佐	永井直人君	書記	島田祐輔君
--------	-------	----	-------

午前10時10分 開議

○安藏委員長 それでは、御苦労さまでございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから総務環境委員会を開会いたします。

初めに、4月1日付で人事異動がございましたので、役付職員のうち変更がありました出席説明員につきまして御紹介をお願いいたします。

それでは、市長公室から順次紹介を願います。

○武田市長公室長 それでは、市長公室の異動者を紹介させていただきます。

国体推進局参事兼国体競技課長の久保克哉でございます。

○久保国体推進局参事兼国体競技課長 久保でございます。よろしくお願いいたします。

○武田市長公室長 秘書課長の川上悟でございます。

○川上秘書課長 川上でございます。引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

○武田市長公室長 よろしくお願いいたします。

○荒井総務部長 続きまして、総務部の異動者を紹介いたします。

参事兼人事課長の天野純一でございます。

○天野総務部参事兼人事課長 天野でございます。よろしくお願いいたします。

○荒井総務部長 行政改革課長の熊田泰瑞でございます。

○熊田行政改革課長 熊田でございます。よろしくお願いいたします。

○荒井総務部長 以上でございます。よろしくお願いいたします。

○園部財務部長 続きまして、財務部の異動者を紹介させていただきます。

税務事務所長の小川喜実でございます。

○小川税務事務所長 小川でございます。よろしくお願いいたします。

○園部財務部長 資産税課長の関根豊でございます。

○関根資産税課長 関根でございます。よろしくお願いいたします。

○園部財務部長 どうぞよろしくお願いいたします。

○鈴木市民協働部長 続きまして、市民協働部の異動者を紹介いたします。

技監兼体育施設整備課長、太田達彦です。

○太田市民協働部技監兼体育施設整備課長 太田でございます。よろしくお願いいたします。

○鈴木市民協働部長 防災・危機管理課課長、小林良導です。

○小林防災・危機管理課長 小林でございます。よろしくお願いいたします。

○鈴木市民協働部長 文化交流課長、三宅陽子です。

○三宅文化交流課長 三宅でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○鈴木市民協働部長 市民課長、高安正紀です。

○高安市民課長 高安でございます。よろしくお願いいたします。

○鈴木市民協働部長 よろしくお願いいたします。

○川上生活環境部長 続きまして、生活環境部でございます。

副部長の佐藤則行でございます。

○佐藤生活環境部副部長 佐藤でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○川上生活環境部長 廃棄物対策準備課長の亀井俊道でございます。

○亀井廃棄物対策準備課長 亀井でございます。よろしくお願ひします。

○川上生活環境部長 以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○小田木会計管理者兼会計課長 会計管理者兼会計課長を拝命いたしました小田木義弘でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○安藏委員長 次に、当委員会の担当書記がかわりましたので、自己紹介をお願ひいたします。

○島田書記 島田でございます。よろしくお願ひいたします。

○安藏委員長 以上で人事異動に伴う委員会出席者の紹介を終わります。

それでは、これより議事に入ります。

それでは、報告事項の説明を行います。

初めに、1の水戸市市制施行130周年記念事業計画について、執行部から説明願ひます。

長谷川政策企画課長。

○長谷川政策企画課長 それでは、水戸市市制施行130周年記念事業計画について、市長公室政策企画課提出資料によりご説明させていただきます。

昨年5月10日の総務環境委員会におきまして、市制施行130周年記念事業の体系や周知方法等をまとめました基本方針について御報告をさせていただきました。このたび記念イベントの概要等について、事業計画として取りまとめましたので、御報告するものでございます。

恐れ入りますが、2ページをお願ひいたします。

Ⅱ記念事業でございますが、実施期間につきましては、来年3月までとしており、今年の1月から3月につきましてはプレイベント実施期間として各種事業を行っております。

事業体系につきましては、記念式典、記念イベント、記念出版、記念施設の4つの構成としております。

まず1記念式典につきましては、昨年の報告から実施時期、場所について変更はございませんが、事業内容につきまして、現在調整を進めているところでございます。

次に、2記念イベントにつきましては、安心、活力、誇り、魁のまち・みとをコンセプトに3つの柱で構成しており、全体で86事業を位置づけております。

柱ごとに主なものを御説明いたします。

まず1つ目の柱、未来への躍動、希望につきましては、43事業を位置づけてございます。

恐れ入りますが、4ページをごらん願ひます。

上から2つ目、いきいき茨城ゆめ国体ドッジボール競技大会につきましては、アダストリアみとアリーナにおいて、デモンストラションスポーツとして6月に開催してまいります。

5ページ、最下段になります。

プロ野球イースタン・リーグにつきましては、ノーブルホームスタジアム水戸において8月に開催してまいります。

6ページにまいりまして、中段、いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会について、開催直前イベントを市内全域で9月に実施するほか、7ページ最上段になります、バスケットボールを初めとする競技を9月から10月に開催してまいります。

9ページをお願いいたします。

ページの中段になります。

2つ目の柱、まちの魅力の再発見、再認識につきましては36事業を位置づけており、10ページにまいりまして、最下段の水戸芸術館開館30周年記念事業につきましては、音楽、演劇、美術の企画事業等を展開してまいります。

11ページ下段になります、第59回水戸黄門まつりにつきましては、祭りの内容をリニューアルして開催してまいります。

13ページにまいりまして、中段、水戸城大手門完成記念事業につきましては、完成記念式典等を開催してまいります。

14ページをお願いいたします。

3つ目の柱、先人を敬い、郷土を愛する心の醸成につきましては7事業を位置づけてございます。

上段の平和記念館開館10周年記念事業を進めるほか、小学生を対象に絵画コンクールを実施し、記念式典において、表彰、展示を行ってまいります。

現時点における記念イベントにつきましては、記載のとおりとなりますが、今後130周年記念にふさわしいイベントがある場合には、本計画への位置づけも行なってまいります。

15ページをごらん願います。

3記念出版でございますが、水戸のこれまでの歩みや魅力等を紹介する冊子、動画等を一体的に作成し、記念式典等において配布、放映していくこととし、市主体の2事業のほか、民間主体の1事業を位置づけております。

4記念施設でございますが、今年度に完成する記念性の高い施設として、東町運動公園体育館アダストリアとアリーナ及び水戸城大手門の2施設を位置づけております。

次に、Ⅲ周知でございますが、記念事業について、広報みやホームページで公表するとともに、プレスリリース等を活用するなど、積極的な周知に努めてまいります。

また、16ページに入りまして、昨年12月に決定しましたロゴマークについても、記念事業の印刷物を初め広く活用を図っているところでございます。

Ⅳ推進体制でございますが、市民一人一人が水戸のまちを愛し大切に思う心を育むとともに、未来に継承し、水戸市がより一層飛躍するための契機となるよう、今後も市民を初め市民団体や事業者等との協働により、記念事業を展開してまいります。

説明は以上となります。よろしくをお願いいたします。

○安藏委員長 それでは、内容等につきまして御質問等ございましたら。

須田委員、どうぞ。

○須田委員 基本的に通常、130周年事業ではなくても、130周年にかかわらずやる事業もたくさんあ

るかと思うんですが、130周年だからわざわざやっている事業というよりも、130周年に位置づけをすると何か変わるんですか、やっている側は。例えば130周年記念事業の予算500万とってあるから、それが今回は花壇コンクールは130周年記念だからもっとすごいのもつってね、3万円補助出すよとか。そういうふうに全部の事業に対して130周年に位置づけられる、新規事業に関してはともかくとして、ほかの事業でこれまでもやってきたものが130周年記念事業に位置づけられることによって、予算がふえて、130周年らしいことをやれとか、よく昔、佐川元市長が行政の文化化で、普通のものに対して1%だけ予算つけるからもっといいものつくってみなさいというような、そういうような何かがあるんですか。それとも、ただ単に位置づけられて、広報されるだけという位置づけなんではないでしょうか。

○安藏委員長 長谷川課長。

○長谷川政策企画課長 ただいまの須田委員からの御質問でございますが、基本的には既存の事業に冠をつけて、事業費等もそのまま実施するものもございまして、例えばでございますが、11ページになりますけれども、下から3つ目の水戸黄門まつりといった、こちらについては今年度リニューアルして行っていくということで、事業費を増額して実施していく記念事業もございまして。

○安藏委員長 須田委員。

○須田委員 お祭りに関しては産水でしょうけれども、そうすると、これ130周年じゃなければ、この改革はやらなかったということですか。例えばお祭りに対しても、リニューアルと。いや、わざわざ、130周年だから予算をつけたものとかは、新規はともかくとしてあるんでしょうかという話だったら、冠をつけて、一応広報されるということだけでも、今わざわざ特出しで、11ページの黄門まつりのリニューアルに関してというのは、これは130周年だからわざわざやった事業と考えていいんでしょうか。

○安藏委員長 長谷川課長。

○長谷川政策企画課長 ただいまの御質問でございますが、もともとリニューアルするという考え方は以前からございまして、今回130周年という、その時期に、ちょうど時期が同一になるかということでございます。

○安藏委員長 そのほかございましたらどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安藏委員長 いいですか。

それでは、ないようですので、この件について終わります。

次に、2の水戸市市税に関することについて、執行部から説明願います。

安里市民税課長。

○安里市民税課長 それでは、水戸市市税に関することについて、財務部市民税課提出の総務環境委員会資料により御説明いたします。

1の改正理由についてですが、国会で審議中であった地方税法等の一部を改正する法律が平成31年3月29日に公布されたところですので。この改正法の規定中、ふるさと納税に関する部分が令和元年6月1日に施行となることから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、水戸市市税条例の一部改正について専決処分を行うものです。

具体的な地方税法の改正内容につきましては、資料4ページ、5ページに参照条文の抜粋をつけておりますので、ごらん願います。

参照条文の第37条の2は県民税に関する寄附金税額控除の規定で、第314条の7は市民税に関する寄附金税額控除の規定となっております。県民税も市民税も同様の規定となっており、県民税に関する第37条の2で今回の改正を説明いたしますと、ふるさと納税に係る特例控除の対象となる寄附金は、総務大臣が指定する団体への寄附金となりました。この指定に当たっては、太字アンダーラインで表示しており、ふるさと納税の募集を適正に実施すること、返礼品は返礼割合を3割以下とすること、返礼品は地場産品とすることが規定されました。

資料1ページにお戻り願います。

2の改正内容ですが、ふるさと納税制度における寄附金税額控除について、地方税法の改正を踏まえて総務大臣が指定するものに対する寄附を特例控除の対象とするよう規定を整備するものです。

具体的な改正内容につきましては、資料2ページから3ページに新旧対照表がございますので、御参照願います。

3の施行期日は、令和元年6月1日の予定でございます。

なお、専決処分の内容につきましては、改めて次の議会に報告させていただく予定ですので、よろしくお願いたします。

説明は以上でございます。

○安藏委員長 何か御質問等ございましたら。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安藏委員長 それでは、ないようですので、この件について終わります。

次に、3の水戸市空家等対策計画について、説明を願います。

小林防災・危機管理課長。

○小林防災・危機管理課長 水戸市空家等対策計画について、防災・危機管理課作成資料に基づき御説明いたします。

初めに、計画策定の趣旨でございます。

近年、社会情勢の変化に伴い、空き家は増加傾向にあり、市民の皆様の生活に影響を及ぼすことが懸念されています。本市といたしましては、空家特措法及び本年3月定例会において議決をいただき、4月1日から施行いたしました空家条例を踏まえ、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施し、地域住民の生命、身体、財産の保護、さらには生活環境の保全などを実現するため、本計画を策定するものとなります。

計画期間につきましては、本年度から2028年度までの10年間と位置づけております。

次に、2計画の基本的方向につきましては、目指す姿として、快適な住環境づくりによる誰もが安全に安心して住めるまち・水戸と設定し、実現するための施策を推進してまいります。

基本方針につきましては、1空家等の発生の抑制、2空家等の流通、利活用、3空家等の適正管理の3つを柱としております。

それぞれの方針に基づく具体的な主要事業につきましては、裏面の施策の体系において御説明いたします。

裏面をごらんいただきますようお願いいたします。

目標指標につきましては、現況、空家等の件数が835件であり、10年後の2028年度に750件とし、増加傾向にある空家等を10年間で85件減少させる目標を設定いたしました。

3施策の体系につきましては、目指す姿の実現に向け、3つの基本方針に基づく7つの基本施策、さらには18の主要事業を位置づけております。

基本方針1、空家等の発生の抑制につきましては、空家等の情報収集と情報の管理、活用、相談体制の充実、市民への情報提供に取り組んでまいります。主要事業といたしましては、空家等の情報を収集するため関係機関との連携強化、所有者が抱える問題の解決に向けた専門家による相談会の開催、さらにはリーフレットを活用した市民の皆様への情報提供などでございます。

基本方針2、空家等の流通、利活用につきましては、利活用に係る制度等の活用及び民間事業者の皆様との連携に取り組んでまいります。主要事業といたしましては、空き家バンクや市の補助制度などの活用の促進、住宅診断の利用促進、さらには空き家の流通にかかわる各種団体との連携体制の構築などでございます。

基本方針3、空家等の適正管理につきましては、所有者による適正管理の促進及び特定空家等に対する措置に取り組んでまいります。主要事業といたしましては、所有者の責任意識の醸成のほか、特定空家等の抑制のため、早い段階から所有者に対して助言、指導を行うとともに、あらゆる状況に備える施策として、空家特措法に基づく対応などを行います。

今後、本計画に位置づけた各種施策を実行し、安全で安心な地域づくりを推進してまいります。

計画本編につきましては、後ほどお目通しいただきますようお願いいたします。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○安藏委員長 何か御質問等ございましたらどうぞ。

伊藤委員。

○伊藤委員 何点かちょっとお聞きしたいと思うんですが、この空き家の問題については、やっぱりこれまで相続者の責任の有無であるとか、それからいわゆる地域における防災の問題、環境問題、市民からの要望も強かったということで、これまで放置されてきた、この空き家、空き地に対する対策が一步も二歩も進んだということ。それに国の特措法が、加速の原因になったということもあるんですが、これは要するに、計画がそれに伴ってできたことによって、基本的に空き家対策が実効性のあるもの、こうなることが一番大事だというふうに思っています。ただ、要するに条例ができた、それから計画ができたということだけでおさまる問題ではなくて、今、先ほどの10年間の目標についても、現行よりも10件少ない、あの形で抑えていくということでもありますけれども、年々これは空き家がふえていくということを踏まえて、そこを踏まえたところの10件減に抑えていくということなんで、相当大変な事業になってくるだろうというふうに思っています。

そういう面では、これからの皆さん方の執行に対して期待をするところであるんですが、それに伴ってちょっと2点ほどお聞きしたいんですが、ここに書いてある基本方針の中で、空き家となる可能性が高い建築物の的確な把握に努めるというところ、それから、所有者に住宅診断の実施を促すというところ、ここをちょっと確認させていただきたいんですが、空き家となる可能性が高い建築物の的確な把握というのは、今

までは現実には空き家になってしまった、近所からね、例えば空き家になって、廃屋に近いものがあるね、そこに環境問題で、猫が子ども産んじゃったとか、蛇が出てくるとかという、こういう要するに問題が市民の中の相談として行政のほうに持ち込まれて、基本的には大きな課題になってきているということだと思うんですよ。ということは、逆にこの空き家となる可能性が高い建築物の的確な把握というのは、これどういうふうにやられるんだろう。いわゆるですね、例えば空き家になる可能性がありますよというね、要するに将来相続になる方が水戸市のほうにいるよとか、それと例えば今も見守り隊であるとか、地域包括の中で、ここには高齢者の独居の方が住んでいらっしゃるの、将来空き家になる可能性があるという、そういう把握をするんですか。そこについてちょっとお答えを願いたいと思います。

もう一つは住宅診断なんですけれども、これ御当家が今住んでいる間に、耐震住宅診断ということをはなかなか率先してできるわけでもなくて、現実には、やっぱり相続者に対して、こういうことを促していくということだと思うんですが、例えば、水戸市に住民として、現地に住まわれている、近くに住まわれているとか、こういうことであれば、こういうことを相続者に促すことも大事だと思うんですが、この辺について、今後ちょっとどういうふうにやられていくのかなという疑問だったものですから、まずこの2点ちょっと確認をさせていただきたいと思います。

○安蔵委員長 小林課長。

○小林防災・危機管理課長 伊藤委員の御質問にお答えいたします。

初めに、空き家となるものについての対応でございますが、こちらにつきましては、地域の町内会の方や民生委員の方など、地域に根差している方と連携をしながら、日ごろから空き家になるようなものについて把握に努めてまいりたいと思っております。

そして、あわせて、私ども、相談会なども積極的に開催していきたいと思っておりますので、市民の皆様におかれましては、今は空き家になっていないだけでも、これから空き家になり得るものについて、対策などについて、やはり相談を受けることが多くございますので、そういったところでしっかりと把握していきたいと思っております。

続きまして、2点目の住宅診断でございますが、こちらにつきましても、建物の老朽化などの状況につきましては、やはり専門的な方の御助言などが無いとわかりづらい部分がございますので、そういった関係する団体の皆様と連携をして、市民の皆様には住宅診断について広くお知らせをしながら、連携して取り組んでいきたいと思っております。

○安蔵委員長 伊藤委員。

○伊藤委員 課長のほうで、これから要するに計画を実行する、積極的に実行していくという気持ちが伝わってきますので、それに期待はしたいと思うんですが、ただ、今の現状を見ると、ちょっと、僕は議員になって36年になりますけれども、当時、私ども自分の町内も50世帯だと。3月に総会をやったら33世帯。高齢なのであと2世帯やめさせてほしい。年金生活なので、町内会費を払うのも大変だ。こういうことで町内会をやめさせてほしいという方があって、実質的にはもう今年は31世帯になるんだと。そうすると、この30年間で20世帯減っているわけですよ。だから、逆に言うと、町内会に入っていない方を例えば一方、周りの包括ケアであったり、それから逆に町内会の方が踏み込むとプライバシーの問題が出てきてし

まう。

こういうもので物すごく難しい問題が出てくるような気がするんですよ。だからこそ皆様方の仕事から大変なんだろうなと思うんだけど、もう一つちょっと例を挙げさせていただくと、過去にですね、10年ぐらい前だと思うんだけど、室蘭市にちょっと視察にお邪魔したことがありました。あの室蘭市というのは工業地帯で、人口が25万人ぐらいいる。ところが、要するに工業地帯がだめになった時点で一気に10年間で10万人減ったと。空き家がそれだけふえて、夜になるともう猫も歩かない、犬も歩かないようなまちになってしまった。そこでお聞きしたのが、もうとにかく廃屋、それから空き家が多くなって、防災の問題で物すごく危険性があるということで、その対策としてきちんと予算化をして、空き家を解体して更地にするのに100万から150万の費用がかかる。これを要するに予算措置を全部したわけですよ。その当時の課長さんが言うのは、今日は皆さん方視察に来ていらっしゃるけれども、明日から我々は東京に出張に行くんだと、3泊4日で。どこに行かれるんですかと言ったら、その相続者のところに行って、実はこういう形で皆さん方のお父さん、お母さんが住まわれていたところが廃屋になって、いろんな環境問題、市民から苦情も来ている。だから、これを解体してきれいに更地にさせていただきませんか。そのために、要するに更地にするための補助金として100万から150万用意してありますので、これを活用ください、こういうふうに言ってくるという話です。

そういう形にしていかないと、実効性のある空き家対策にならないというふうに僕は実感として受けとめてきました。そういう面では、今、課長が積極的にこれから、この10年間一生懸命やっていますという、こういう積極的な考え方を吐露されましたので、そういう面ではきちんと実行性のあるものとして、予算措置もきちっとして、前向きに、この目標達成のために努力をしていただければありがたいなということを最後に申し添えておきますので、よろしくお願いします。

○安藏委員長 そのほか。

福島委員。

○福島委員 これは大変な法的な問題だと思う。そうすると、例えば住宅診断しますよといったってね、これは民法、それから建築基準法、居住権。どうやって、診断をするのに、水戸市で全部これは、予算化するわけ。個人で払うの。だから、その辺がね。法的には、あなたは弁護士の資格か何か持ってこれをやるという形になるの。それとも、弁護士さんがいつも同行すると。だって、ちょっとこれは民法と刑法、全部入るんだよ。住宅へ入れば不法侵入だからね。建物壊れているよといって、それを1個剥がせば窃盗にもなっちゃうし。だから、例えば水戸市はわかるでしょうよ、南町でメガネのプリンス本店のところ、あれしたでしょう。あれだって、金はかけたが解決はしていないよね。ただ、ああいう問題が起きるんだけど、そういう場合に、今後、住宅診断してくださいとか、こういう予算が何億円とかかかると思うんだけど、そういうのは今度はちゃんと予算を計上してやっていくということなのか。まず、この耐震診断とか空き家対策とかそういう場合に、どうやって人と金とそういうものをやっていくの。

○安藏委員長 小林課長。

○小林防災・危機管理課長 福島委員の御質問にお答えいたします。

住宅診断や、または相談会などにつきましては、やはり弁護士の方であるとか、宅地、建物の取引にかか

わる有資格者の方など、関係する方のお力添えがないと、対応は難しいところがございますので、私ども、そういった弁護士の方などと今後協定などを結びながら、またお時間をとって相談や対応をするという部分では、そういったところについても時間を割いていただく予算を講じているところがございますので、そういった機会を水戸市でセッティングをして、市民の皆様には空き家の所有者として困られている方々について御相談をしていただいて、対応を進めていきたいというのが今の現状でございます。

○安藏委員長 福島委員。

○福島委員 私もずっと30年、40年、宅建業者だけれども。そういう面で業者の立場から言ったら、空き家になったからって入ることはできないんだよ。空き家になったからといって、所有者を探して、あなた住宅診断、金出してやりなさいとか、そういうものはできない。だけれども、これからふえていくことは確かなんだけど、現実に対応するのはどうやるのかな。1件、先ほど言った南町のプリンス、あれやっただけ、どうにもできないんだから。逆にもっと簡単な個人住宅で高齢者になって病院に入っちゃったと。そういう人はどのように対策するのか、もっとできないでしょうよ。所有者は老人ホーム入りましたといって、住んでいないけれどもどうするんだと。お金はないよといったら、みんな水戸市が出してやらなければならないでしょうよ。

そういう水戸市が全部十把一からげで面倒見ていくという対策なのか。そこら辺が難しく、これは弁護士入るといったって、予算化していなければ入れないんだし。弁護士入ったから、勝手に人の家に入れる、勝手に壊せるということではできないんだけど。じゃ、最善策は何なのか、空き家対策の。

○安藏委員長 小林課長。

○小林防災・危機管理課長 福島委員の御質問にお答えいたします。

まず空き家対策の最善策というところでございますが、やはり空き家になる前に、その所有者の方に早目早目の準備をしていただくということが一番大事かと思っております。そして、原則、その建物の対応につきましては、所有者、または、今お話いただきましたが、所有者が対応できないときにつきましては、御親族や関係者の方にそれぞれの事情に合った相談をさせていただきながら対応してまいりたいと思っております。そして、プリンスビルなど危険性が切迫した状況で行政が対処するということにつきましては、空家特措法の中で特定空家等というところを選定しながら、その後、緊急性が著しいというところにつきましては、代執行などの対応というところを計画に取りまとめさせていただいているのが現状です。

○安藏委員長 福島委員。

○福島委員 口では何でも言えるかもしれないが、じゃ空家特措法では国から予算が来るんだと。だからできると、そういう意味で理解していいんだね。国と県から幾らぐらい来るのか。

○安藏委員長 小林課長。

○小林防災・危機管理課長 福島委員の御質問にお答えいたします。

費用につきましては、危険性が切迫した空き家の代執行などにつきましては、その内容などによっても国などの補助制度があるところがございますが、基本的にそういったところがない場合には、やはり市の持ち出しになってしまうというのが今の現状でございます。

○安藏委員長 福島委員。

○福島委員 そうすると、市が持ち出ししてもやると、こういうことでいいんですね。そんなお金どこにあるんだか、私らずっと総務環境委員をやって、財政やっているんだけれども、一つもわからないんだけれども。だから、やるということには予算の裏づけなくして実行はできない。だから、それには来年度は予算をつけるの、このやつを実行するには。何億ぐらいつけるの、これは。

○安藏委員長 小林課長。

○小林防災・危機管理課長 福島委員の御質問にお答えいたします。

水戸市で解体など代執行をするというときには、これはかなりの危険性が高まっている特定空家等という部分で判断をしたときというところでございます。そういった部分につきましては、予算措置という部分につきましては、状況に応じて対応してまいりたいと思っております。

○安藏委員長 福島委員。

○福島委員 俺らが質問しているのは、代執行の話をしているんじゃないよ。あなたらがこの計画、空き家対策をやって、住宅診断だ何だすると。まずは代執行までには、あなたふざけた話を言っているんじゃないぞ。どんな手続が必要かわかるの。俺は50号バイパスで代執行やってもらって立ち合ったけれども。そういうことじゃないんだよ、空き家になったらどうするかということで、まず空き家になって、それを壊すには幾らかかったとかね。その空き家の利用対策とか跡地利用とか、いろいろ考えることがあるんじゃないの。それが直接代執行いっちゃうの。俺は不思議でしようがない。まあいいけれども。

○安藏委員長 小林課長、今の……

〔「答弁求めているじゃないしょう」と呼ぶ者あり〕

○安藏委員長 じゃ、須田委員、どうぞ。

○須田委員 今回の資料をちょっと確認だけさせてください。

最初にこれ、対策計画については、基本方針で3つが示されていると思います。大きいほうの基本計画のわかりやすいページでいうと22ページ、まずこれ全体を見ると、代執行のお金はどうするんだと。当然問題はあるけれども、その前の段階で、空き家をまずふやさないよというのを主眼に持って行って、代執行は最後の方策、相手にお金がなければ国が出すんだか、市が出すんだかという話だと思うんですが、その代執行の部分だけ今特化しちゃったもので、その前の部分をちょっと聞きたいんですけども、例えばこの22ページの1、施策の展開の中の1-1-1とか、1-1-2、それから23ページ、1-2-1、その後の相談会の実施、相談窓口の周知、ホームページやリーフレット等の活用という部分、まず1ですよ。基本方針の1に関しては、この予算というのは水戸市が全部出すという考えでいいんでしょうか。

ついでに、予算まで一緒に言っちゃうと、来たばかりで申しわけないんだけれども。基本方針の2の部分に関しても、例えば1の部分で空き家の発生を減らしましょう。2つ目の部分で、今度は空き家をリノベーションしたり、何らかの方法で誰かに利活用してもらいましょう。その他、空き家をふやさないように頑張ろうよということがまず2つ目の柱だと思うんですよ。この1、2の柱の中で、これ国とか県の補助というのはもう見込まれているんですか。それとも、こちら辺に関しては市が全部お金を出していくんですか、というのをちょっと御答弁お願いします。

○安藏委員長 小林課長。

○小林防災・危機管理課長 須田委員の御質問にお答えいたします。

御質問いただきましたとおり、空き家につきましては早目早目の対応の中で要望していく、そういったところで、まずはリーフレットの作成など、市民の皆様に……

○須田委員 基本方針の1、2でなるべく空き家をふやさないようにするというのはよくわかったんだけど、そのお金というのは水戸なのと聞いたんだけど。

○小林防災・危機管理課長 まず初めのリーフレットにつきましては、今年度予算に計上させていただいてるところでございます。これは水戸市で支出をさせていただきます。

2点目の利活用につきましては、水戸市内にも多くの不動産事業者様もいらっしゃいますので……

○須田委員 ちょっとごめん、ここ……

○安藏委員長 ちょっと待つて。

○須田委員 答弁と違っているから、ちょっといいかな。

○安藏委員長 どうぞ。須田委員。

○須田委員 ごめんなさいね。リーフレットをつくっているのはちょっとわかるんだけど、この1-1-1の関係機関との連携強化とか、1-1-2のデータベースの整備と活用、これもお金かかると思うんですよ、多分。それから、1-2-1の専門家等を活用した対応。当然専門家には実費弁償等あると思うんですよ。それから、相談会の実施でも、当然専門家のお金などがかかる。こういう部分に関しては、全額水戸市から出るんですか、それとも県とか国の助成があるんですか。相談会とか例えば登録のデータベースなんかは県のほうの機関で一括してとか、国のほうの機関でやるとか、そういうのはあるんですかという話だけなんで。ほかのリーフレットが云々とか、十分わかっているんで、そこら辺だけ教えてください。

○安藏委員長 小林課長。

○小林防災・危機管理課長 須田委員の御質問にお答えいたします。

予算につきましては、今年度の予算に計上しておりまして、これは市の支出という形で現在のところは進めてございます。

○安藏委員長 須田委員。

○須田委員 そうすると、最後の基本方針の空家等の適正管理、これ例えばそうすると、後でまた詳しくでもいいけれども、25ページの控除や補助制度というのが今度出てくると思うんだけど、2に関してだね。流通や利活用という部分だと思うんですが、基本方針1に入っているの、これは。例えばこのところにある、ここに全部、国、そうすると、相続時の精算課税とかそういうのは国だと。これが1の形だよ。それを説明してもらえればよくわかったんだけど、今見てわかったんだけど。3の代執行といくまでよりも今計画の1と2に関して、トピックでさっきから解体するときいろんな法律が出てくるけれどもどうするんだろうという話は出てきたけれども、そこのところに特化するわけじゃなくて、1、2を重点的にやるということ。だとすれば、当然ながらその1、2で抑制する力がある施策を推進する。例えば先ほどの室蘭の話みたいに25万が10万減っちゃったとか、これ幾ら市が対応したってできないでしょうけれども。今の水戸市はそこまでの現況ではないんで、細かく丁寧に、その1、2の施策を推進するような予算もつけてもらいたいし、それから、そこのところでなるべく空き家をふやさないと、どうにもならないときは仕方

ないにしても。というようなことに対して、新しい課長さんですから、重点的によく小まめに見て、施策を推進してほしいと思いますので、よろしくお願いします。

○安藏委員長 どうぞ。福島委員。

○福島委員 それはいいとして、水戸市の市営住宅が空き家になっている対策というのはどうするの。これはあなたが指示してやるの。河和田団地なんかはずっと空き家はもう古くて。それもこれに含まれるんだろう。水戸市には含まれないの。自分のところはやらないで市民にはやるというの。

○安藏委員長 福島委員、今のは都市建設委員会になっちゃうのかな。

○福島委員 いや、空き家対策だから。あれは空き家とは言わないんだね。

○安藏委員長 そのほかございましたらどうぞ。

それでは、ないようですので、この件については終わります。

以上で報告事項を終わりにします。

それでは、特に急を要する案件がない限り、今回が議員任期中の最後の委員会になろうかと思っておりますので、この際、正副委員長を代表しまして一言御挨拶を申し上げます。

平成29年6月の改選後の委員会におきまして、皆様の御支援により、委員長、副委員長に選任をいただきまして、これまで職責を全うすることができましたのは、委員の皆様並びに執行部の皆様の御支援、御協力のたまものによるものと深く感謝を申し上げます。

この2年間、本市の将来を見据えた取り組みから市民生活に直結した取り組みまで、多岐にわたる事項について熱心な議論を重ね、非常に内容の濃い充実した委員会運営ができたものと感じているところでございます。重ねて感謝申し上げます。

最後になりますが、新しい令和の時代を迎えるに当たりまして、委員並びに執行部の皆様方の御隆盛をお祈りし、水戸市の発展と市民福祉の向上にさらなる御尽力を賜りますようお願い申し上げます。甚だ簡単ではございますが、御挨拶といたします。ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして総務環境委員会を散会します。

御苦労さまでした。

午前10時58分 散会